

環境経営レポート

第51期 活動期間 2023年度
2022年11月1日～2023年10月31日

2024年1月26日

株式会社 ネット

組織の概要

(1) 事業者名及び代表者

株式会社 ネ ッ プ

代表取締役社長 竹 藤 伸 雄

(2) 所在地

本 社 東京都台東区池之端一丁目 4 番 26 号

東海工場 静岡県富士市中之郷 1772 番地

富士川営業所 静岡県富士市中之郷 1800 番地

東部営業所 静岡県富士市中之郷 3813-9

西部営業所 静岡県磐田市南田伊兵衛新田 885-75

(3) 環境保全関係の環境管理責任者及び実行責任者の連絡先

環境管理責任者 営業 2 部 部長 川副 辰也

実行責任者 東海工場 稲葉 範重

本社（営業 1 部） 佐藤 敏彦

富士川営業所 望月 良和

東部営業所 杉山 和彦

西部営業所 佐藤 政宏

連絡先 ネッ プ 内 エコアクション 21 担当事務局

電話 0545-81-2242 fax 0545-81-3577

E-mail kawazoe_t@kk-nep.co.jp

本 社（営業 1 部） 電話 03-5834-1680 fax 03-5834-1690

東海工場（営業 2 部） 電話 0545-81-2242 fax 0545-81-3577

富士川営業所 電話 0545-81-3632 fax 0545-81-1224

東部営業所 電話 0545-81-5511 fax 0545-81-2757

西部営業所 電話 0538-55-6855 fax 0538-55-6877

(4) 事業内容

化学薬品・毒劇物の製造・販売、化学工業薬品・高圧ガスの販売、環境関連装置・設備の販売、人材派遣の管理業務

(5) 事業規模（2021 年度～2023 年度）

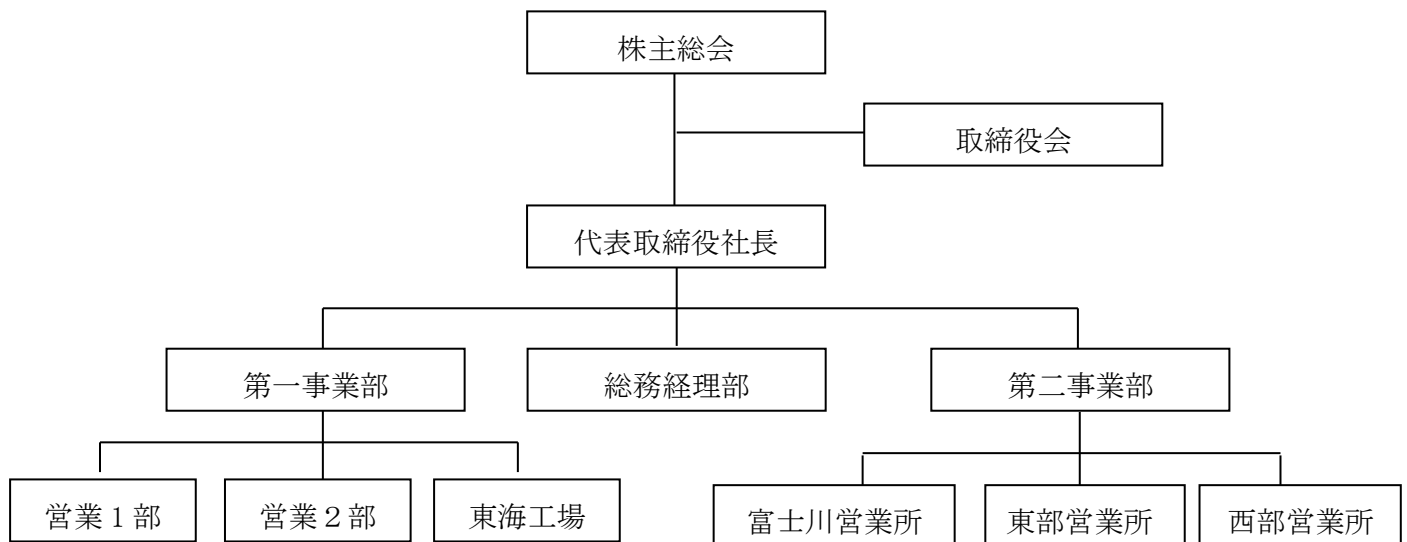
活動規模	単位	2021 年度 (49 期)	2022 年度 (50 期)	2023 年度 (51 期)
製品生産量	トン	1,672	1,372	1,224
売 上 高	万円	163,685	182,539	186,672
従 業 員	人	39	38	39
本社床面積	m ²	76	76	76

東海工場	m ²	400	400	400
富士川営業所	m ²	59	59	59
東部営業所	m ²	130	130	130
西部営業所	m ²	165	165	165

対象範囲

- (1) 対象範囲（認証・登録範囲）は、本社、東海工場、富士川営業所、東部営業所、西部営業所、計 39 名とする。

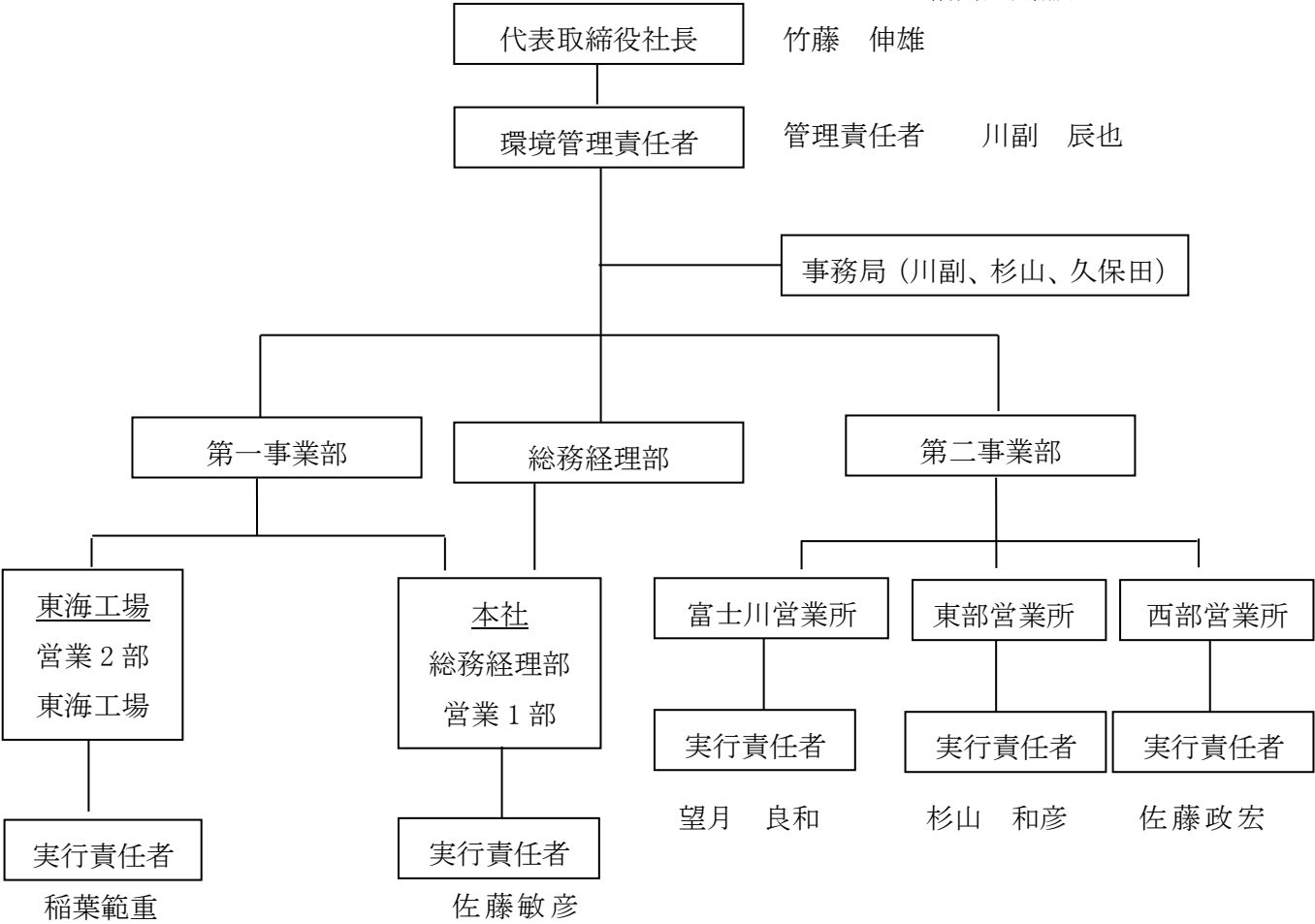
(株式会社ネップ 組織図)



(エコアクション21 組織図)
受審区分

作成日：2024 年 1 月 22 日

作成者：川副辰也



役割分担

担当	職務
代表者（社長）	① 環境方針を策定し、環境経営目標、環境経営計画の承認を行う。 ② 毎年12月に環境経営システムの運営状況を確認し、見直しが必要な場合は環境管理責任者に是正を指示する。 ③ 年4回の部門長会議及び予算会議を開催する。 ④ 実施体制の構築及び見直しをする。 ⑤ 経営課題とチャンスの明確化をする。
環境管理責任者	① 環境経営システムを構築し、実施、維持する。 ② 環境への負荷と環境への取組み状況をチェックし、環境経営レポート、環境経営目標を作成して部門長会議あるいは予算会議にて審査し代表者に報告する。 ③ 実務上に改善点があれば実行責任者（各部門長）と協議し、是正を指示する。 ④ 環境経営システムに関する教育及び訓練を行う。
事務局	① 環境負荷データ等の集計を行う。 ② 環境への負荷と環境への取組状況のまとめを行い、環境責任者へ報告する。 ③ 環境関連の最新の法規制に関する情報管理と遵守状況をチェックし記録する。また結果を環境責任者へ報告する。 ④ 環境経営システムに関する文書の保管、管理を行う。
実行責任者（部門長）	① 部署の従業員を教育、指導、監督して環境経営計画を実行し、環境経営目標達成に努める。 ② 環境への取組状況を事務局に報告する。 ③ 環境経営計画の策定を行う。 ④ 環境管理責任者及び事務局を補佐する。
従業員	① 部署内の環境経営目標を理解し目標達成に努める。 ② 環境への取組状況（データ）を実行責任者に報告する。 ③ 実行責任者を補佐する。

環境経営方針

株式会社 ネットは自然を守り、育てることをテーマに、地球環境の保全と共に、食の安全・安心が人類共通の重要課題であることを認識し、環境保全関連製品の提供をし、分析・測定・調査・販売の事業活動を行う。この理念に基づき、全従業員は以下の環境経営方針に取り組みます。

1. 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量等の削減
 - ・電気、軽油、ガソリン、水等の使用削減に努める
 - ・廃棄物の分類を徹底し、廃棄物のリサイクルを図ると共に削減を務める
 - ・化学物質の適正な取り扱いを徹底する
2. 環境関連法規等の遵守
 - ・事業全般に該当する法律を遵守する
3. 環境に配慮した製造・販売活動
 - ・環境負荷を抑える製品・商品・原料の製造・販売を促進する
4. 環境コミュニケーションの実施
 - ・自社の環境への取組について環境経営レポートを公表する
 - ・全従業員に環境経営方針を周知し、全員参画による取組を目指す
5. 業務効率化によるトータルコストダウン
 - ・継続的な業務改善を行い、コスト削減に努める

制定日：2005年5月2日

改定日（1）：2013年11月1日

改定日（2）：2014年12月1日

改訂日（3）：2017年 5月1日

改訂日（4）：2018年11月1日

改定日（5）：2023年 2月1日

株式会社 ネット

代表取締役社長

竹 藤 伸 雄

中期の環境経営目標（2024年度～2026年度）

各課題の削減に取り組んでいきます。

2023年度（2022年11月1日～2023年10月31日実績）を踏まえ、2024年度（2023年11月1日～2024年10月31日）環境経営目標として設定しました。

項目	2023年度 (51期) 実績値(基準値)	2024年度 (52期) 目標値	2025年度 (53期) 目標値	2026年度 (54期) 目標値	備考
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	95,574	94,618	93,663	92,707	基準値に対し 毎年1%削減
電気使用量(KWh)	47,635	47,159	46,682	46,206	同上
ガソリン使用量(L)	27,094	26,823	26,552	26,281	同上
軽油使用量(L)	4,018	3,978	3,938	3,897	同上
一般廃棄物総排出量(kg)	1,887	1,868	1,849	1,830	同上
産業廃棄物総排出量(kg)	9,799	9,701	9,603	9,505	同上
水使用量(m ³)	3,217	3,185	3,153	3,120	同上
環境に配慮した製造の数量 (kg) 重金属処理剤	217,380	223,901	230,423	236,944	基準値に対し 毎年3%増
環境に配慮した製造品の販売量 (kg) 重金属処理剤	232,420	239,393	246,365	253,338	同上

※ 灯油、LPGの使用量は少ない為、目標には上げていないが全体の二酸化炭素排出量で確認。

※ 購入電力の排出量係数は、本社：東京電力2020年0.457kg、東海工場・富士川営業所・東部営業所・西部営業所：中部電力2019年0.431kgを使用。

環境経営目標と実績（2023年度）

項目	2022年度 (50期) 基準値	2023年度 (51期) 目標	2023年度 (51期) 実績	評価
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	88,912	88,023	95,574 9%	×
電気使用量(KWh)	37,985	37,605	47,635 27%	×
ガソリン使用量(L)	25,991	25,731	27,094 5%	×
軽油使用量(L)	3,969	3,929	4,018 2%	×
一般廃棄物総排出量(kg)	1,919	1,900	1,887 -1%	○
産業廃棄物総排出量(kg)	9,900	9,801	9,799 0%	○
水使用量(m ³)	3,022	2,992	3,217 8%	×
環境に配慮した製造の数量 (kg) 重金属処理剤	268,940	277,008	217,380 -22%	×
環境に配慮した製造品の販売量 (kg) 重金属処理剤	274,340	282,570	232,420 -18%	×

評価について

○・・・目標達成

×・・・目標未達

環境経営計画

項目	対象	担当部署	活動内容
二酸化炭素排出量 (エネルギー関係)	燃料	営業2部 東海工場 富士川営 東部営 西部営	① 道路交通法遵守 ② 効率的な営業・配送 ③ アイドリングストップの徹底 ④ 使用備品の日常点検
	電気	全社	① 不在時の消灯 ② 残業時間の削減 ③ 空調温度設定 ④ 購入時、環境配慮製品の検討
一般廃棄物総排出量	可燃物、不燃ごみ 資源ごみ	全社	① コピー用紙の削減(資料の共有、電子化) ② コピー用紙の両面使用による削減
産業廃棄物総排出量	容器 薬品類	東海工場 富士川営	① 再利用可能な物との分別徹底 ② 包装容器のリサイクル及び原料への有効利用 ③ 生産での簿外在庫なくす為、効率的な生産 ④ 5S運動
水使用量	水	東海工場	① 効率的な生産 ② 容器洗浄のロス削減
環境に配慮した製造の数量	重金属処理剤	東海工場	① 生産計画の作成 ② 営業部門との連携
環境に配慮した製造品の販売量	重金属処理剤	営業1部 営業2部	① 海外展開 ② 役割分担実施による拡販
その他		全社	① 化学品 安全取扱の徹底 ② 顧客への商品取扱の情報提供 ③ 事務業務の効率化

※担当は各担当部署部門長とする。各部門長は年間業務遂行方針に環境経営計画に基づき、目標作成した。

環境経営の取組結果と評価（第51期・2023年度）

1) 二酸化炭素排出量

①燃料

目標未達。新人営業マンが本格的に営業活動を開始した事、新規配送先の取得、工場内でのコンテナ類の製造・移送が増えた事によりガソリン使用量は増となった。効率的な営業・配送・製造を再度部内で検討し、次年度は目標をクリア出来るよう対応する。

②電気

目標未達。新事務棟建設開始。これに伴い仮設事務所、休憩所、建設現場での電気を使用。この為、電気使用量は大幅に増加となる。

次年度3月迄は建設工事があり、電気量は増加見込みである。また新事務棟関係の電気使用量も不明なため、まずは節電に心掛け、正確なデータ取得を行う。

2) 一般廃棄物総排出量

目標達成。社内資料の電子化、社内回覧、社外通知のメール化等により、紙使用量が減少。

3) 産業廃棄物総排出量

目標と実績が殆ど変わらず。若干の目標達成となる。前年実施の塩酸タンク撤去に伴う残り廃液処分の実施。PACタンク内の清掃実施。不要品・劣化品処分、備品整備、清掃等は安全対策・製品品質・5Sの基本となる為、今後も継続して実施しながら産業廃棄物の削減を検討していく。

4) 水使用量

目標未達。廃塩酸希釈で水使用量が増となる。また新事務棟建設に伴い建設場所での飛散防止水撒き、仮設事務所での使用もあり、目標をクリア出来なかった。電気同様、新事務棟関連は3月迄実施する為、増加見込みである。但し社内は節水するよう注意を行う。

5) 環境に配慮した製造の数量、環境に配慮した製造品の販売

目標未達。海外向けでの販売量が減少し目標をクリアする事が出来なかった。

環境経営目標である3%増やすための戦略を営業部門で見直し、来期実施する事。

6) その他

化学品の安全取り扱いを徹底する為、計画的な教育会を実施出来た。

総務経理部内にて事務業務の効率化を進める為、打合せ等実施しているが、成果としてはまだ不十分な箇所あり。事務効率化は各業務に関わる事や、資源減少の基本となる為、今後も継続して実施して行く。

環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法規の遵守状況の確認及び評価した結果、違反はありませんでした。

訴訟：過去3年間ありませんでした。

環境関連法規は下記、環境関連法規等の取りまとめ（遵守状況結果）参照。確認・承認の捺印書類は別途保管とする。

登録日:2014.12.12

改訂日:2022.10.4

評価日:2023.10.31

環境関連法規等の取りまとめ(遵守状況結果)

該当する設備・施設・活動内容	法規則名	条項	主要な法規制等	法基準値	遵守確認	評価
産業廃棄物の排出 (廃プラ・廃液・廃試薬等)	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	①第3条第2項 ②第3条第1項	①産業物の減量化 ②産業物の適正処理の確保		・廃棄物分別表に基づき実施状況確認 ・環境目標/活動計画表にて確認	○
		第12条3項～5項	③産業廃棄物の保管基準の順守 ④廃棄物の飛散・流出・地下浸水の防止	保管場所表示 (種類)	・表示板設置確認 ・保管基準の遵守確認	○
		⑤第12条7項施工令6の2	⑤産業廃棄物の処理委託基準の順守	委託業者の許可証明証	・委託許可証明証確認 コンサーサービス期限 令和11年12月 ・委託許可証明証(特)確認 コンサーサービス期限 令和11年9月 ・委託許可証明証確認 アイクルン期限 令和5年11月更新中 ・委託許可証明証確認 駿河サービス期限 令和7年12月 ・委託許可証明証確認 イーシーセンター期限 令和6年11月	○
		第6条の2第6項	⑥産業廃棄物の委託契約書の記載事項の順守 ⑦契約書は契約終了日から5年間保存	廃棄物の種類・数量・運搬の最終目的地・最終処分地の所在地、処分方法、処理能力・契約の有効期間・支払い額等	・2022年2月確認 (コンサーサービス) ・2022年2月確認 (アイクルン)	○
		⑧第12条3項 ⑩施工規則8の27	⑧産業廃棄物管理票の管理義務 ⑨期限内に受領できなければ知事に報告 ⑩マニフェストの交付の報告(知事へ)	管理票交付日からB票及びD票は90日以内、E票は180日以内に受領する ・毎年6月30日迄に過去1年分を報告	・マニフェスト回収確認 ・マニフェストの報告確認(4月3日報告)	○
		・静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 (最終改正日:2007年10月1日)	①産業廃棄物管理責任者の設置 ②委託業者への現地確認 ③現地確認の記録の保管 ④不適正な処理が行われた場合の必要な措置の実施及び県への報告	②年1回以上 ③5年間保管	・2023年10月12日現地調査(コンサーサービス) ・2023年10月12日現地調査(アイクルン) ・2023年10月12日現地調査(駿河サービス)	○
		・富士市の一般廃棄物に関する条例	①産業物の処理及び清掃 ②減量及び適正処理	自ら環境センターに持ち込むもしくは収集運搬業者に委託。 ごみ分別適正化の促進。	・発生なし	○
特定家電の廃棄 (テレビ・冷蔵庫・エアコンの使用)	・家電リサイクル法 (最終改正日:2009年6月12日)	①第6条	①産業物として排出する場合は、運搬する者等に適切に引渡し料金の支払い		・発生なし	○
業務用エアコンの廃棄	・フロン排出抑制法 (最終改正日:2020年4月1日)	①第41条	①廃棄する場合フロン回収業者にフロン類を引渡さなければならない ②フロン類が充填されていない事の確認・確認証明書		・廃棄なし	○
		②第43条	②行程管理制度(マニフェスト)遵守 委託確認書の交付・引取証明書・契約書		・発生なし	○
		③④第16条	③簡易定期点検(1回/3ヵ月) 自社点検 ④定期点検(1回/3年以上) 外注		・点検結果異常なし	○
自動車の廃棄	・自動車リサイクル法 (最終改正日:2006年2月10日)	①第5条 ②第8条	①自動車の長期間使用 ②使用済自動車は引取業者に運ばなければならない		・発生なし	○
電力の使用 軽油・灯油の使用	・省エネ法 (最終改正日:2010年4月1日)	①第4条・第5条	①エネルギー使用の合理化推進		・環境改善実施報告にて確認	○
各種物品の購入	・グリーン購入法 (最終改正日:2003年7月)	①第5条	①物品の購入、役務の提供を受ける場合は出来る限り環境物品等を選択		・購入時随時確認	○
浄化槽の管理	・浄化槽法 (最終改正日:2008年5月23日)	①第10条	①浄化槽の清掃・点検義務	①清掃・点検1回/2ヶ月	・清掃点検結果書確認 2022年12月、2023年2月、4月、6月、8月、10月実施 ・検査結果書確認	○
		②第11条	①浄化槽の定期検査	①検査1回/年	・2022年12月実施	○
薬品管理	・毒物及び劇物取締法 (最終改正日2011年12月)	①第四条 ②第十一条 ③第十二条 ④毒物又は劇物の譲渡手続き	①製造業・販売業の登録 ②毒物又は劇物の取扱い ③毒物又は劇物の表示 ④名称、数量・販売日・譲渡人・捺印	①製造業(5年)・販売業(6年)の登録確認	・届出書確認 販売業:平成36年7月8日迄 製造業:令和8年2月14日迄 ・1回/年の保健所立会 ・設備点検(毎日)	○
高圧ガス販売	高圧ガス保安法				・発行日 平成20年7月16日 更新手続き等はなし	○
薬品の環境影響(塩酸)	PRTR法(化学物質排出把握管理促進法)	①4条 ②5条	①事業者の責務 ②毎年第一種指定化学物質の排出量及び移動量を届けなければならない。	①毎年前年度分の数量を4～6月中に届出	・2023年4月に提出。同日受理。 ※3月末で塩酸PRTR法より除外。4月より製品原料追加(1品目)。	○
車両管理	道路交通法	①第74条	①安全運転管理者を選任する義務	①自動車を5台以上使用している事業所	・運転管理業務経験2年以上 ・公安委員会の認定を受けている	○

代表者による全体の取り組み状況の評価と見直し・指示

2024 年 1 月 24 日

代表取締役社長 竹 藤 伸 雄

(1) 第 5 1 期評価について

今年度、ネップの将来、業務の改善・効率化、社内の風土改革に向け、新事務棟の建設を決定し着工を開始した。エコアクション 2 1 に伴う活動は、例年通り実施したが、各項目で目標未達が多かった年であった。

評価できる点は、ガソリン使用量、一般廃棄物の項目となる。ガソリンの使用量としては増えたが、営業活動にて新たに 2 件の取引先（社内便）を取得した事や、一般廃棄物では電子化、5 S 活動等により唯一目標をクリア出来た事は評価する。

目標クリア出来なかった項目では、特に環境に配慮した製品の製造量・販売量の減が課題だと考える。理由としては海外向けの出荷が減少した事であるが、改めて営業部で戦略等を検討し販売量を増やしたい。

次年度は、新事務棟も完成する為、新たな年度と捉え、改めて業務改善・効率化を目標とし、エコアクション 21 に取組んでいく。また、取得データが変わる為、事務局では遅れが無いよう取得データ管理表を作成し取組んでいく。

(2) 次年度（第 5 2 期）取り組み内容について

エコアクション 2 1 のマネジメントシステムを利用し、経営の考えと業務の取り組み方とを連動させること、従業員への目標周知徹底・意識改革が今後の課題である。その為にも、下記内容を行う事とする。

- ①新たな業務への挑戦、目標業務へのやり切る意識の徹底
- ②文書類の管理の見直し（電子化等）
- ③四半期毎の実績を評価し、進行状況を社員全員に伝え、業務改善につなげること
- ④第 4 9 期からの継続取組の実施
 - ・資源の節約、再利用を進め、省エネルギーに取り組む
 - ・構内の整理整頓
 - ・エコカー検討（各更新の際は必ずエコカー検討の実施）
 - ・安全な取り扱いへ顧客へのサービスの徹底、情報提供
 - ・社員のエコアクション 2 1 への更なる取組の徹底
 - ・地球環境の大切さを啓蒙し、ユーザーに対して環境保全の重要性を P R
 - ・人材派遣者へ環境重要性を周知し、派遣先への人材 P R を実施
- ⑤課題とチャンス进行明確化し、全従業員で取り組む

環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画、実施体制に変更なし

以 上